「現場代理人の兼任に関する取扱い」及び「共同企業体取扱要綱」の改正について

建設業法施行令の改正により、監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額及び専任の主任技術者等の配置が必要となる請負代金額が28年6月1日より引き上げられます。

これに伴い、「現場代理人の兼任に関する取扱いについて」及び「札幌市工事等共同企業体取扱要綱」を一部改正しましたので、お知らせします。

現場代理人の兼任に関する取扱いについて

■現場代理人を兼任できる工事の請負代金額の下限を引上げます。

現　行　2,500万円（建築一式工事の場合：5,000万円）

↓

改正後　3,500万円（建築一式工事の場合：7,000万円）

■現場代理人の兼任の特例を示します。

（詳細は改正後の「現場代理人の兼任に関する取扱いについて　3」をご確認ください。）

札幌市工事等共同企業体取扱い要綱について

■工事現場ごとに主任技術者等の専任配置が必要な請負代金額（出資金額）の下限を引上げます。

現　行　2,500万円（建築一式工事の場合：5,000万円）

↓

改正後　3,500万円（建築一式工事の場合：7,000万円）

■監理技術者の配置が必要な下請契約の請負代金額を引き上げます。

現　行　3,000万円（建築一式工事の場合：4,500万円）

↓

改正後　4,000万円（建築一式工事の場合：6,000万円）

【改正後の具体的な取扱いについて】（建築一式工事以外の場合）

特定共同企業体の場合

例１　工事の請負代金額が１億5,０００万円で、下請代金の総額が4,０００万円未満の場合

- 代表者：専任の主任技術者を配置
- 出資金額が3,５００万円以上の構成員：専任の主任技術者を配置
- 出資金額が3,５００万円未満の構成員：兼任の主任技術者の配置が可能

例２　工事の請負代金額が１億5,０００万円で、下請代金の総額が4,０００万円以上の場合

- 代表者：専任の監理技術者を配置
- 出資金額が3,５００万円以上の構成員：専任の主任技術者を配置
- 出資金額が3,５００万円未満の構成員：兼任の主任技術者の配置が可能

経常共同企業体の場合

例３　工事の請負代金額が3,５００万円未満の場合

- 全ての構成員：兼任の主任技術者の配置が可能

例４　工事の請負代金額が１億円で、下請代金の総額が4,０００万円未満の場合

- いずれかの構成員：専任の主任技術者を配置
- 出資金額が3,５００万円以上の構成員：専任の主任技術者を配置
- 出資金額が3,５００万円未満の構成員：兼任の主任技術者の配置が可能

例５　工事の請負代金額が１億円で、下請代金の総額が4,０００万円以上の場合

- いずれかの構成員：専任の監理技術者を配置
- 出資金額が3,５００万円以上の構成員：専任の主任技術者を配置
- 出資金額が3,５００万円未満の構成員：兼任の主任技術者の配置が可能

そ　の　他

■適用年月日

平成 28 年６月１日から適用します。

工事等の入札は、法令に基づく適正な配置予定技術者を確保したうえで、参加することを前提としています。技術者や人員を確保できないこと等により契約を締結しない場合（審査書類を提出しない場合も含まれます。）は、参加停止措置等の対象となることがありますので、十分ご留意ください。

■参照

【現場代理人の兼任に関する取扱いについて】

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/kennin.pdf

【札幌市工事等共同企業体取扱要綱】

http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/16kyodo.pdf

お問い合わせ先：札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係　　電話　011-211-2442